

住宅用火災警報器取付支援のご案内

事業概要

消防職員が、焼津市、藤枝市に在住の世帯に対して、住宅用火災警報器の取付けを行います。

対象世帯

焼津市、藤枝市に在住で、住宅用火災警報器の取付けをすることが困難な方が対象となります。

申込み方法

申請に必要な書類などはありませんが、設置日当日に消防職員が取付工事を行うことへの同意書を記載して頂きます。

申込みは、電話、若しくは消防署へお越しの上、申込みください。
受付の際に、氏名、住所、電話番号、取付場所をお伝えください。

連絡先 志太消防本部 予防課 054-623-0119

注意事項

住宅用火災警報器の取付けについては無償ですが、事前に住宅用火災警報器の購入をお願いいたします。**消防署での販売、斡旋等は一切行っていません。**

住宅用火災警報器の取付けは簡易的なものに限り、電気工事を伴うものは対象外となります。

取付けは順番に行いますので、希望者が多数の場合、受付から取付けまで日数がかかる場合があります。

取付けは、消防職員が業務の合間に行いますので、火災等の災害が発生した場合は、取付け日を後日とさせて頂く場合があります。